吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面）

2020 年 2 月 13 日

すてきナイスグループ株式会社

2020年2月13日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
すてきナイスグループ株式会社
代表取締役　杉田　理之

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2020年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ナイス株式会社（以下「ナイス」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととし、ナイスとの間で本合併に係る合併契約を締結いたしました。そのため、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1．吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2020年2月7日付で、当社とナイスとの間で締結した合併契約は、別紙1のとおりです。

2．会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は、本合併により株式その他の対価の交付は行いませんが、吸収合併消滅会社であるナイスの発行済株式の全部を保有しているため、相当であると判断しております。

3．会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

ナイスの最終事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

後記５．に記載のとおりです。なお、ナイスの最終事業年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等に本訂正（後記５．において定義します。）を反映した内容は、別紙 3 のとおりです。

また、ナイスは、同社を吸収合併存続会社とし、別紙 4 に記載するグループ各社を吸収合併消滅会社として 2020 年 3 月 30 日付で吸収合併を行うことを予定しております。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

当社は、2019 年 5 月 16 日に金融商品取引法違反（2015 年 3 月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（2015 年 3 月期に係る不動産物件の取引に関する架空売上計上の疑い。以下「本件嫌疑」といいます。）で、証券取引等監視委員会及び横浜地方検察庁による調査等を受けた事実を真摯に受け止め、本件嫌疑について事実関係の調査、会計処理の適切性の検証、並びに、問題が認められた場合には発生原因の分析及び再発防止策の提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を進め、同年 7 月 24 日付で同委員会による調査報告書を受領いたしました。そして、当該調査結果を踏まえ、2015 年 3 月期に係る売上高の一部（ナイス及びナイスエスト株式会社とザナック設計コンサルタント株式会社（以下「ザナック」といいます。）との間の不動産の売買取引並びにナイスコミュニティー株式会社とザナックとの間の不動産の売買取引に係る不動産及び仲介手数料の売上）の取消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直したことにより、過年度の決算短信等を訂正し、2019 年 8 月 1 日に過年度の有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。また、2019 年 9 月 11 日付「『2020 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)』の一部再訂正について」で開示いたしましたとおり、数値データ等の一部につき再訂正を行うとともに、第 70 期有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。その後、2019 年 9 月 19 日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について不備があり、改善の必要性が高いと認められたことにより、2019 年 9 月 20 日付で「特設注意市場銘柄」の指定を受けました。

当社といたしましてはこの事態を深く反省し、2019 年 8 月 1 日付で過年度の訂正を行った理由等にとどまることなく、連結の範囲について、資本関係がない実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家とともにより幅広に再点検等を行った結果、2019 年 11 月 14 日付で「過年度の決算短信等および有価証券報告書等の訂正に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正（以下「本訂正」といいます）を行うことといたしました。本訂正の内容は、①連結の範囲の見直し、②2015 年 3 月期に係る不動産の販売代理手数料の一部取消

し、③2015 年 3 月期に係る投資有価証券の売却に関する計上等の一部取消し、④2017 年 3 月期から 2018 年 3 月期に係る訴訟引当金の計上時期の見直し、⑤2018 年 3 月期に係る販売用不動産の売上高の一部取消し、⑥2020 年 3 月期第 1 四半期に係る投資有価証券の売却の一部実現の訂正等となります。

当社の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）に係る連結計算書類並びに計算書類及び事業報告等に本訂正を反映した内容は、別紙 5 のとおりです。

6．本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本合併の効力発生日後における当社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以　上



合併契約書

すてきナイスグループ株式会社（以下「甲」という。）とナイス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（当事者の商号及び住所）

本合併の当事者の商号及び住所は以下のとおりである。

① 甲（吸収合併存続会社）

商　　号　すてきナイスグループ株式会社

（２０２０年３月３１日付でナイス株式会社に商号変更予定）

住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目３３番１号

② 乙（吸収合併消滅会社）

商　　号　ナイス株式会社

住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目３３番１号

第３条（合併に際して交付する金銭等）

甲が乙の発行済株式の全部を保有することから、本合併に際し、甲は、乙の株主に対し、その保有する株式に代わる金銭等の対価を交付しないものとする。

第４条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２０年３月３１日とする。なお、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要が生じた場合には、甲乙協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第５条　（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日において、資産、負債及び権利義務一切を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第６条（手続）

甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約について承認する旨の決議を求めるものとし、乙は、会社法第７８４条第１項の定めにより、本契約について株主総会の承認を得ることなく、本合併を行うものとする。

第７条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重

大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第８条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が写しを保有する。

２０２０年2月7日

（甲）横浜市鶴見区鶴見中央四丁目３３番１号
すてきナイスグループ株式会社
代表取締役社長　　杉田　理之



（乙）横浜市鶴見区鶴見中央四丁目３３番１号
ナイス株式会社
代表取締役社長　　杉田　理之



別紙2

第12期

（ 2018年4 月1 日から2019年3 月３１ 日）

計　算　書　類

ナ イ ス 株 式 会 社

貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	87,218	流動負債	70,391
現金及び預金	3,843	支払手形	16,791
受取手形	8,860	買掛金	13,770
売掛金	17,182	短期借入金	34,940
商品	6,612	未払金	393
販売用不動産	39,201	未払法人税等	164
未成工事支出金	95	未払費用	1,025
前渡金	1,905	前受金	885
前払費用	15	預り金	195
その他	9,507	賞与引当金	723
貸倒引当金	△ 5	従業員預り金	1,176
		販売代理預り金	126
		その他	197
固定資産	15,338		
有形固定資産	2,229		
建物	964	固定負債	22,493
構築物	161	長期借入金	16,284
機械装置	11	退職給付引当金	49
車両運搬具	13	資産除去債務	35
什器備品	384	受入保証金	6,123
土地	631		
建設仮勘定	63		
無形固定資産	274	負債合計	92,885
借地権	7	（純資産の部）	
ソフトウェア	165	株主資本	9,700
電話加入権	100	資本金	9,000
		資本剰余金	504
投資その他の資産	12,834	その他資本剰余金	504
投資有価証券	406		
関係会社株式	7,814		
長期貸付金	1,768		
長期前払費用	18	利益剰余金	196
差入保証金	1,529	その他利益剰余金	196
繰延税金資産	521	繰越利益剰余金	196
その他	1,625		
貸倒引当金	△ 849		
		評価・換算差額等	△ 27
		繰延ヘッジ損益	△ 27
		純資産合計	9,672
資産合計	102,557	負債純資産合計	102,557

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書

（ 2018年4月1日から
2019年3月31日まで ）

（ 単位：百万円）

科目	金	額
住宅資材売上高	154,373	
木材市場売上高	9,397	
不動産売上高	39,459	203,230
住宅資材売上原価	139,213	
木材市場売上原価	9,057	
不動産売上原価	31,276	179,547
売上総利益		23,682
販売費及び一般管理費		22,517
営業利益		1,164
営業外収益		
受取利息	129	
受取配当金	175	
その他	450	755
営業外費用		
支払利息	1,351	
その他	78	1,429
経常利益		490
特別利益		
投資有価証券売却益	804	804
特別損失		
固定資産除売却損	15	
関係会社株式評価損	109	
貸倒引当金繰入額	842	
抱合せ株式消滅差損	222	
関係会社株式精算損	3	1,192
税引前当期純利益		102
法人税、住民税及び事業税	109	
法人税等調整額	△ 241	△ 132
当期純利益		234

（ 注）百万円未満は切り 捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2018年4月1日残高	9,000	4,399	4,399	△3,883	△3,883	9,516
誤謬の訂正による累積的影響額				△38	△38	△38
誤謬の訂正を反映した当期首残高	9,000	4,399	4,399	△3,921	△3,921	9,477
当期変動額						
会社分割による減少	－	△12	△12	－	－	－
資本剰余金の取崩	－	△3,883	△3,883	3,883	3,883	－
当期純利益				234	234	234
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△3,895	△3,895	4,117	4,117	222
2019年3月31日残高	9,000	504	504	196	196	9,700

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	△44	△44	9,471
誤謬の訂正による累積的影響額			△38
誤謬の訂正を反映した当期首残高	△44	△44	9,432
当期変動額			
会社分割による減少	－	－	－
資本剰余金の取崩	－	－	－
当期純利益	－	－	234
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	17	17
当期変動額合計	17	17	239
2019年3月31日残高	△27	△27	9,672

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

その他有価証券（時価のないもの）‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

(2)たな卸資産

商品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥木材・躯体については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の商品については先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）‥‥‥‥‥‥‥定率法

ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

(2)無形固定資産(リース資産を除く）‥‥‥‥‥‥‥社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3)長期前払費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。執行役員については、内規に基づく当期末要支給額の全額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

４．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年２月 16 日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 2018 年３月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が 38 百万円減少しております。

追加情報

当社の親会社であるすてきナイスグループ㈱は、2019 年５月 16 日、金融商品取引法違反（2015 年３月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けております。

今回強制調査が行われたことにより、当社としては、最大限に当局の調査に協力してまいります。今後の証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の調査の結果次第では、当社の業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、この調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類を訂正する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　1,626 百万円

２．偶発債務

保証債務

すてきナイスグループ㈱の金融機関からの借入に対する債務保証	47,845 百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務	5,025 百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,072 百万円
長期金銭債権	1,772 百万円
短期金銭債務	33,415 百万円
長期金銭債務	15,824 百万円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

売上高	11,092 百万円
仕入高	7,816 百万円
営業取引以外の取引高	930 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

普　　通　　株　　式　　100,000 株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社等からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理等を定めた社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

支払手形、買掛金は、ほとんど１年内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（※）	時　価　（　※　）	差　　額
（１）現金及び預金	3,843	3,843	－
（２）受取手形	8,860	8,860	－
（３）売掛金	17,182	17,182	－
（４）支払手形	(16,791)	(16,791)	－
（５）買掛金	(13,770)	(13,770)	－
（６）短期借入金	(34,940)	(34,940)	－
（７）未払金	(393)	(393)	－
（８）未払法人税等	(164)	(164)	－
（９）長期借入金	(16,284)	(16,288)	4

※　負債に計上されているものについては、() で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（２）受取手形、並びに（３）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（4）支払手形、（５）買掛金、（6）短期借入金、（7）未払金、並びに（８）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（9）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（貸借対照表価額　子会社株式 7,108 百万円、関連会社株式 706 百万円、その他有価証券 406 百万円）及び受入保証金（貸借対照表価額 6,123 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
販売用不動産	35百万円
賞与引当金	277百万円
退職給付引当金	782百万円
繰越欠損金	1,864百万円
その他	319百万円
繰延税金資産小計	3,280百万円
評価性引当額	△ 2,062百万円
繰延税金資産合計	1,217百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	450百万円
その他	245百万円
繰延税金負債合計	696百万円
繰延税金資産の純額	521百万円

関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等　　（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	すてきナイスグループ㈱	被所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の借入 不動産の賃借 経営の管理等	債務の保証（注2）	47,845		
				資金の借入（注3）	275,332	短期借入金	33,176
						長期借入金	15,784
				利息の支払（注3）	681	前払費用	15
				担保の提供（注4）	1,821		
				投資有価証券の売却（注5）	1,354	流動資産「その他」	1,354

（注）1.取引金額等には、消費税等は含まれておりません。

2.すてきナイスグループの金融機関からの借入の一部に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

3.資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4.すてきナイスグループ㈱の金融機関からの借入の一部に対し販売用不動産の担保提供を行っております。

5.投資有価証券の売却については、東京証券取引所の立会外取引(ToSTNeT)による売却であり売却価格は取引実行日の前日終値により決定しております。

２．子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属　　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子　会　社	ナイスプレカット㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 原材料の支給	原材料の支給 (注 2)	4,895	流動資産 「その他」	1,043
子　会　社	リナイス㈱	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	493	流動資産 「その他」 長期貸付金	527 498
子　会　社	The Nice Korea Corp.	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	－	長期貸付金	1,270
関連会社	㈱マルオカ	所有 直接 34.0%	役員の兼任 建築資材の販売等	建築資材の販売等 (注 4)	3,860	受取手形 売掛金	1,184 351

（注）1.取引金額等には、消費税等は含まれておりません。
2.原材料の支給については、市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
3.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4.建築資材の販売については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産　　96,723円　77銭
２．１株当たり当期純利益　　2,344円　77銭

事業報告

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

ナイス株式会社

事　業　報　告

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

本事業報告における以下の記載にあたりましては、過年度決算の訂正を反映した内容となっております。

当期におけるわが国経済は、中国をはじめ、海外の景気減速等により企業収益や景況感に対する先行き不透明感が広がったものの、雇用・所得環境の改善とともに個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も増加基調が続くなど、総じて安定的に推移しました。

住宅関連業界におきましては、地震や台風・豪雨などによる自然災害の影響等もあり、昨年9月までは需要の停滞が続いたものの、10月以降はとくに持家の着工が徐々に回復し、新設住宅着工戸数は95万2千戸と前年度の戸数をわずかに上回りました。

このような状況のなか、当社は「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、地震に強く、安全・安心で、人にも環境にも優しい住まいの普及に取り組むとともに、エコロジーかつサステナブルな素材である木材の利用促進ならびに中・大規模木造建築物の需要拡大を推進いたしました。

この結果、当期の売上高は2,032億30百万円（前期比6.2%増）となり、経常利益は4億90百万円（前期比14.6%増）、当期純利益は2億34百万円（前期比30.1%減）となりました。親会社であるすてきナイスグループ株式会社の事業別の状況は次のとおりであり、当社も一体となって活動してまいりました。

（建築資材事業）

建築資材事業におきましては、「耐震」「健康」「環境貢献」をテーマに掲げ、「住まいの耐震博覧会」「木と住まいの大博覧会」の開催等を通じて、耐震性をはじめ、性能の優れた住宅の普及に加え、木材の活用や、非住宅分野における木造のさまざまな構法等を積極的に提案し、木材および建材・住宅設備機器の販売拡大に努めました。また、取引先に対して「スマートウェルネス」や「脱炭素」の観点から、断熱性能が高く、経済性にも優れた住宅を提案するとともに、環境や健康に配慮した商品等の販売を強化することにより、住宅1棟当たりにおける建築資材の販売額の拡大にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は1,637億71百万円（前期比0.2%減）となりました。

（住宅事業）

住宅事業におきましては、長期優良住宅の認定基準を上回る一戸建住宅「パワーホーム」の販売とともに、資材調達・物流・施工の効率化等による収益の向上に努めました。また、免震構造による新築マンション「ノブレス」、中古マンションのリノベーションによる「リナイス」の販売に加え、ナイス住まいの情報館「住まいるＣａｆｅ」を通じた不動産ストック関連の営業強化にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は394億59百万円（前期比45.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期において実施した設備投資総額は、2億42百万円であります。

(2) 財産および損益の状況

区　分	第10期 2017年3月期	第11期 2018年3月期	第12期 2019年3月期
	百万円	百万円	百万円
売　上　高	174,407	191,516	203,230
経 常 利 益	392	490	490
当 期 純 利 益	190	397	234
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	1,906円26銭	3,977円60銭	2,344円77銭
総　資　産	66,594	101,838	102,557
純　資　産	13,937	9,432	9,672

（注）総資産額の増加は、2017年10月1日を効力発生日とした当社、ステキホームホールディングス株式会社およびナイスホーム株式会社の吸収合併により、当社が2社の資産および負債を承継したことによります。

(3) 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、引き続き海外経済の減速の可能性に加え、国内においては本年10月の消費税率の引き上げなど、先行きに対する懸念はあるものの、「令和」への改元をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックに伴う関連消費など、公共および民間投資等にもおおむね明るさが見られる状況下にあります。一方、住宅関連業界におきましては、大都市圏を中心とした地価の高騰や建設コストの増大等を背景に、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境のなか、当社グループは事業基盤の強靭化を図るべく、組織・体制および事業戦略等の再構築を行い、収益力の向上を目指します。

建築資材事業は、「脱炭素」や「スマートウェルネス」の実現に貢献する当社グループ独自の木材関連商品や省エネ・創エネ関連商品の提案に加え、ＩＴや物流などを併せた総合的なお役立ちを推進することで取引先との良好な関係の構築を図り、安定的な収益基盤を確立してまいります。

住宅事業は、組織・体制および営業戦略等の見直しを図り、一戸建住宅の請負・分譲、マンション分譲に加え、不動産の仲介、売買、管理等のストック関連事業を含め、収益性の追求にウエートを置いたバランスのとれた事業基盤を構築いたします。

その他の事業におきましては、非住宅木造建築分野において建築資材事業、住宅事業との事業間連携を推進するとともに、通信関連やＩＴなどの関連事業を通じて着実な収益の確保に努めます。

すてきナイスグループ株式会社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社グループは同委員会による調査結果等を踏まえ、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はすてきナイスグループ株式会社で、同社は当社の株式 100 千株(出資比率 100%)を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
榮和建物㈱	100	100.0	賃貸物件および倉庫の管理
ナイスユニテック㈱	300	100.0	一戸建住宅の施工およびマンション等の設備・内装工事
ウッドファースト㈱	150	100.0	木材の製材・プレカット加工
スマートパワー㈱	100	100.0	太陽光発電システムの開発・販売
菊池建設㈱	100	100.0	木造注文建築請負

(注) 当社が直接株式を保有する子会社のうち、資本金が 100 百万円以上の子会社を記載しております。

(5)主要な事業内容(2019 年 3 月 31 日現在)

当社は、建築資材の販売、住宅の販売・仲介を主な事業としております。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション 仲介その他	マンションの販売 一戸建住宅の販売 不動産の仲介等

（6）主要な事業所（2019 年 3 月 31 日現在）

① 本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号

② 主要な事業所

建築資材事業	（北海道）札幌・苫小牧 （東　北）盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）石岡・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉北 柏・千住・東京・多摩・相模原・横浜・小田原 （中　部）新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）岡山・広島 （四　国）徳島・香川・松山 （九　州）北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
住宅事業	（東　北）仙台・郡山・いわき （関　東）宇都宮・群馬・大崎・大森・蒲田・川崎・武蔵小杉 たまプラーザ・鶴見・綱島・菊名・星川・上大岡・湘南 （中　部）新潟・浜松・豊田・名古屋東

（7） 使用人の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

使用人数	前期末比増減
936 名	105 名減

（注）1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

（注）2. 使用人数減少の主な理由は、2018 年 6 月に設立したナイス沖縄株式会社に対し、当社の沖縄事業所で営む事業を同年 10 月に吸収分割したことによります。

（8） 主要な借入先（2019 年 3 月 31 日現在）

借入先	借入額
すてきナイスグループ株式会社	百万円 48,961

2. 会社の株式に関する事項（2019 年 3 月 31 日現在）

（1） 発行可能株式総数　200,000 株

（2） 発行済株式の総数　100,000 株

（3） 株主数　1 名

（4） 大株主

株主名	持株数	持株比率
すてきナイスグループ株式会社	100,000 株	100%

（注） 当社の当該大株主への出資はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2019 年 3 月 31 日現在)

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
平田 恒一郎	代表取締役会長	すてきナイスグループ㈱代表取締役会長 兼最高経営責任者(CEO) 横浜不動産情報㈱代表取締役社長 YOUテレビ㈱代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役会長 プロパティオン㈱代表取締役社長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役会長
杉田 理之	代表取締役社長	
日暮 清	取締役	すてきナイスグループ㈱代表取締役副会長 テクノワークス㈱代表取締役社長 ウッドファイバー㈱代表取締役会長兼社長 ナイス沖縄㈱代表取締役会長
木暮 博雄	取締役	すてきナイスグループ㈱代表取締役社長 菊池建設㈱代表取締役社長
川路 泰三	取締役常務執行役員	資材事業本部長 スマートパワー㈱代表取締役社長 プロコンビニ㈱代表取締役社長
鈴木 淳	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ウッドファースト㈱代表取締役社長 ナイス日榮㈱代表取締役社長
五十君 康幸	取締役常務執行役員	住宅事業本部長 パワービルド㈱代表取締役社長
西島 徳明	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
鈴木 啓	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ㈱アルボレックス代表取締役社長 三友ビルド㈱代表取締役社長 ナイスザイコー㈱代表取締役社長
高浜 和彦	取締役常務執行役員	経営推進本部長 ナイスビジネスサポート㈱代表取締役社長 ナイス小豆島オリーブの森㈱代表取締役社長 ナイス沖縄㈱代表取締役社長
大場 浩史	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ナイスプレカット㈱代表取締役社長 中央住材㈱代表取締役社長
福山 博信	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 ナイス西日本㈱代表取締役社長
松下 勝則	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
大鋸本 賢一	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長 菊池建設㈱代表取締役副社長
柳沢 邦彦	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
高木 靖	取締役執行役員	資材事業本部副本部長
清水 利浩	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 ㈱マルオカ代表取締役副社長
古川 康樹	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
新　井　貴　己	取締役執行役員	建設事業本部長 兼 住宅事業本部副本部長 ナイスユニテック㈱代表取締役社長 パヴァテックスジャパン㈱代表取締役社長
伊　藤　一　三	取締役執行役員	経営推進本部副本部長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役社長
原　口　洋　一	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役社長
森　　隆　士	取締役執行役員	経営推進本部副本部長 ナイスホーム四国㈱代表取締役社長
津　戸　裕　徳	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 カネハナ住材㈱代表取締役社長
西　　裕　史	監　　査　　役	すてきナイスグループ㈱常勤監査役

（注）１．取締役　原口洋一、森隆士、津戸裕徳の３氏は、2018 年 6 月 28 日開催の第 11 回定時株主総会で選任され、就任いたしました。

（2） 事業年度終了後に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
平　田　恒一郎	2019 年 5 月 20 日	辞任	代表取締役会長 すてきナイスグループ㈱代表取締役会長 兼最高経営責任者（CEO） 横浜不動産情報㈱代表取締役社長 YOUテレビ㈱代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役会長 プロパティオン㈱代表取締役社長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役会長
日　暮　　清	2019 年 5 月 20 日	辞任	取締役 すてきナイスグループ㈱代表取締役副会長 テクノワークス㈱代表取締役社長 ウッドファイバー㈱代表取締役会長兼社長 ナイス沖縄㈱代表取締役会長
鈴　木　　淳	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 ウッドファースト㈱代表取締役社長 ナイス日榮㈱代表取締役社長
五十君　康　幸	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 住宅事業本部長 パワービルド㈱代表取締役社長
鈴　木　　啓	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 ㈱アルボレックス代表取締役社長 三友ビルド㈱代表取締役社長 ナイスザイコー㈱代表取締役社長
福　山　博　信	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 資材事業本部副本部長 ナイス西日本㈱代表取締役社長
松　下　勝　則	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長
大鋸本　賢　一	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 菊池建設㈱代表取締役副社長
柳　沢　邦　彦	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
清　水　利　浩	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 資材事業本部副本部長 ㈱マルオカ代表取締役副社長
古　川　康　樹	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長
新　井　貴　己	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 木造ゼネコン事業本部副本部長 兼 住宅事業本部副本部長 ナイスユニテック㈱代表取締役社長 パヴァテックスジャパン㈱代表取締役社長
伊　藤　一　三	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 経営推進本部副本部長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役社長
原　口　洋　一	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役社長
木　暮　博　雄	2019年8月23日	辞任	取締役常務執行役員 住宅事業本部長
西　島　徳　明	2019年8月23日	辞任	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 リナイス㈱代表取締役社長 ナイスエスト㈱代表取締役社長

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	23	83
監査役	1	3
合　　計	24	87

（注） 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 会計監査人の状況

(1)名称　　監査法人原会計事務所

(2)報酬等の額

	支　払　額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	5

５. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の決定案

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

１．取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

② 当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

③ 法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

④ 業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

⑤ コンプライアンス体制については、経営推進本部の統括のもとコンプライアンス推進委員会を設置し、 適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。また、同委員会に法令違反行為などについての通報、連絡ほか、業務上の疑問や相談などを受け付ける専用のホットラインを設けることで、より実効性を高める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。これらの実施は担当部署にて行い、経営推進本部において必要な統括管理を行うものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告、又は対応を決定する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速な意思決定と業務執行を可能にすべく、事業本部制と執行役員制度を採用するほか、各営業現場におけるきめ細かい指示命令の徹底を図るためのトリニティーチーム制（最小営業単位）にて運営する。また、毎月定期的に開催する取締役会において、各事業本部の担当取締役が事業の活動状況や月次実績を報告し、重要事項についての対応策を協議することにより総合調整を行う。

５．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

②子会社については、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

③当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

④親会社の代表取締役と当社取締役をメンバーとした検討会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

⑤当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、子会社に対し適宜その指導を行う。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとする。この場合、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重し、取締役会にて決定する。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の事業所往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

９．前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお､反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については､次のとおり定めております。

１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは､企業として社会的責任を全うするため､反社会的勢力とは関係を遮断する。

２．反社会的勢力排除に向けた整備状況

①当社グループは、反社会的勢力や団体などに対する対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

②経営推進本部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取組み

・当社全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組み

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を９回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④ 企業集団における業務の適正性に関する取組み

・毎月１回開催される当社の取締役会において、事業の状況や決算の報告を行ったほか、親会社の代表取締役と当社取締役をメンバーとしたグループ連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、すてきナイスグループ株式会社グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

当社は 2019 年 5 月 16 日、金融商品取引法違反（2015 年 3 月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けたことにより、同年 5 月 30 日に第三者委員会を設置し、同年 7 月 24 日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果を踏まえ、コーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

独立監査人の監査報告書

2019年７月31日

ナイス株式会社
　取締役会 御中

監査法人　原会計事務所

代表社員
業務執行社員　　公認会計士　六本木浩嗣　㊞

業務執行社員　　公認会計士　遠藤朝彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は過年度の決算における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、当事業年度の期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監　査　報　告　書

私、監査役は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 第 12 期における取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、私、監査役としては、第 12 期事業年度における内部統制システムの運用は適正とは認められないと考えておりますが、当社はコーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組んでおります。今後とも改善実施状況を継続して監視してまいります。その他、第 12 期事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019 年 8 月 7 日

ナイス株式会社

監 査 役 西 裕史 ㊞

別紙3

第12期

（2018年4月1日から2019年3月31日）

計　算　書　類

ナ イ ス 株 式 会 社

貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	87,027	流動負債	70,391
現金及び預金	3,843	支払手形	16,791
受取手形	8,860	買掛金	13,770
売掛金	17,182	短期借入金	34,940
商品	6,612	未払金	393
販売用不動産	39,201	未払法人税等	164
未成工事支出金	95	未払費用	1,025
前渡金	1,905	前受金	885
前払費用	15	預り金	195
その他	9,316	賞与引当金	723
貸倒引当金	△ 5	従業員預り金	1,176
		販売代理預り金	126
		その他	197
固定資産	15,338		
有形固定資産	2,229	固定負債	22,493
建物	964	長期借入金	16,284
構築物	161	退職給付引当金	49
機械装置	11	資産除去債務	35
車両運搬具	13	受入保証金	6,123
什器備品	384		
土地	631		
建設仮勘定	63	負債合計	92,885
無形固定資産		（純資産の部）	
	274	株主資本	9,509
借地権	7	資本金	9,000
ソフトウェア	165	資本剰余金	504
投電話加入権	100	その他資本剰余金	504
	12,834		
投資有価証券	406		
関係会社株式	7,814	利益剰余金	4
長期貸付金	1,768	その他利益剰余金	4
長期前払費用	18	繰越利益剰余金	4
差入保証金	1,529		
繰延税金資産	521		
その他	1,625		
貸倒引当金	△ 849	評価・換算差額等	△ 27
		繰延ヘッジ損益	△ 27
		純資産合計	9,481
資産合計	102,366	負債純資産合計	102,366

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
住宅資材売上高	154,373	
木材市場売上高	9,397	
不動産売上高	39,459	203,230
住宅資材売上原価	139,213	
木材市場売上原価	9,057	
不動産売上原価	31,276	179,547
売上総利益		23,682
販売費及び一般管理費		22,519
営業利益		1,162
営業外収益		
受取利息	129	
受取配当金	175	
その他	450	755
営業外費用		
支払利息	1,356	
その他	78	1,434
経常利益		483
特別利益		
投資有価証券売却益	804	804
特別損失		
固定資産除売却損	15	
関係会社株式評価損	109	
貸倒引当金繰入額	842	
抱合せ株式消滅差損	222	
関係会社株式精算損	3	1,192
税引前当期純利益		95
法人税、住民税及び事業税	109	
法人税等調整額	△ 241	△ 132
当期純利益		227

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2018年4月1日残高	9,000	4,399	4,399	△3,883	△3,883	9,516
誤謬の訂正による累積的影響額				△222	△222	△222
誤謬の訂正を反映した当期首残高	9,000	4,399	4,399	△4,105	△4,105	9,293
当期変動額						
会社分割による減少	－	△12	△12	－	－	－
資本剰余金の取崩	－	△3,883	△3,883	3,883	3,883	－
当期純利益				227	227	227
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△3,895	△3,895	4,110	4,110	215
2019年3月31日残高	9,000	504	504	4	4	9,509

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	△44	△44	9,471
誤謬の訂正による累積的影響額			△222
誤謬の訂正を反映した当期首残高	△44	△44	9,248
当期変動額			
会社分割による減少	－	－	－
資本剰余金の取崩	－	－	－
当期純利益	－	－	227
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	17	17
当期変動額合計	17	17	232
2019年3月31日残高	△27	△27	9,481

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

その他有価証券（時価のないもの）‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法による原価法

(2)たな卸資産

商品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥木材・躯体については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の商品については先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）‥‥‥‥‥‥‥定率法

ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

(2)無形固定資産（リース資産を除く）‥‥‥‥‥‥‥社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3)長期前払費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥定額法

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。執行役員については、内規に基づく当期末要支給額の全額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

４．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年２月 16 日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 2018 年３月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が 222 百万円減少しております。

追加情報

当社の親会社であるすてきナイスグループ㈱は、2019 年５月 16 日、金融商品取引法違反（2015 年３月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けております。

今回強制調査が行われたことにより、当社としては、最大限に当局の調査に協力してまいります。今後の証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の調査の結果次第では、当社の業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、この調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類を訂正する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　1,626 百万円

２．偶発債務

保証債務

すてきナイスグループ㈱の金融機関からの借入に対する債務保証	47,845 百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務	5,025 百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,072 百万円
長期金銭債権	1,772 百万円
短期金銭債務	33,415 百万円
長期金銭債務	15,824 百万円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

売上高	11,092 百万円
仕入高	7,816 百万円
営業取引以外の取引高	930 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

普　　通　　株　　式　　100,000 株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社等からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理等を定めた社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

支払手形、買掛金は、ほとんど１年内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（※）	時　価　（　※　）	差　　額
（１）現金及び預金	3,843	3,843	－
（２）受取手形	8,860	8,860	－
（３）売掛金	17,182	17,182	－
（４）支払手形	(16,791)	(16,791)	－
（５）買掛金	(13,770)	(13,770)	－
（６）短期借入金	(34,940)	(34,940)	－
（７）未払金	(393)	(393)	－
（８）未払法人税等	(164)	(164)	－
（９）長期借入金	(16,284)	(16,288)	4

※　負債に計上されているものについては、() で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（２）受取手形、並びに（３）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（4）支払手形、（５）買掛金、（6）短期借入金、（7）未払金、並びに（８）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（9）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（貸借対照表価額　子会社株式 7,108 百万円、関連会社株式 706 百万円、その他有価証券 406 百万円）及び受入保証金（貸借対照表価額 6,123 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
販売用不動産	35百万円
賞与引当金	277百万円
退職給付引当金	782百万円
繰越欠損金	1,864百万円
その他	319百万円
繰延税金資産小計	3,280百万円
評価性引当額	△ 2,062百万円
繰延税金資産合計	1,217百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	450百万円
その他	245百万円
繰延税金負債合計	696百万円
繰延税金資産の純額	521百万円

関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等　（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	すてきナイスグループ㈱	被所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の借入 不動産の賃借 経営の管理等	債務の保証（注2）	47,845		
				資金の借入（注3）	275,332	短期借入金 長期借入金	33,176 15,784
				利息の支払（注3）	681	前払費用	15
				担保の提供（注4）	1,821		
				投資有価証券の売却（注5）	1,354	流動資産「その他」	1,354

（注）1.取引金額等には、消費税等は含まれておりません。

2.すてきナイスグループの金融機関からの借入の一部に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

3.資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4.すてきナイスグループ㈱の金融機関からの借入の一部に対し販売用不動産の担保提供を行っております。

5.投資有価証券の売却については、東京証券取引所の立会外取引(ToSTNeT)による売却であり売却価格は取引実行日の前日終値により決定しております。

２．子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属　　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子　会　社	ナイスプレカット㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 原材料の支給	原材料の支給 (注 2)	4,895	流動資産 「その他」	1,043
子　会　社	リナイス㈱	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	493	流動資産 「その他」 長期貸付金	527 498
子　会　社	The Nice Korea Corp.	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	－	長期貸付金	1,270
関連会社	㈱マルオカ	所有 直接 34.0%	役員の兼任 建築資材の販売等	建築資材の販売等 (注 4)	3,860	受取手形 売掛金	1,184 351

（注）1.取引金額等には、消費税等は含まれておりません。
2.原材料の支給については、市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
3.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4.建築資材の販売については、市場価格等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産　　94,813円　13銭
２．１株当たり当期純利益　　2,275円　17銭

事業報告

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

ナイス株式会社

事　業　報　告

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

本事業報告における以下の記載にあたりましては、過年度決算の訂正を反映した内容となっております。

当期におけるわが国経済は、中国をはじめ、海外の景気減速等により企業収益や景況感に対する先行き不透明感が広がったものの、雇用・所得環境の改善とともに個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も増加基調が続くなど、総じて安定的に推移しました。

住宅関連業界におきましては、地震や台風・豪雨などによる自然災害の影響等もあり、昨年9月までは需要の停滞が続いたものの、10月以降はとくに持家の着工が徐々に回復し、新設住宅着工戸数は95万2千戸と前年度の戸数をわずかに上回りました。

このような状況のなか、当社は「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、地震に強く、安全・安心で、人にも環境にも優しい住まいの普及に取り組むとともに、エコロジーかつサステナブルな素材である木材の利用促進ならびに中・大規模木造建築物の需要拡大を推進いたしました。

この結果、当期の売上高は2,032億30百万円となり、経常利益は4億83百万円、当期純利益は2億27百万円となりました。親会社であるすてきナイスグループ株式会社の事業別の状況は次のとおりであり、当社も一体となって活動してまいりました。

（建築資材事業）

建築資材事業におきましては、「耐震」「健康」「環境貢献」をテーマに掲げ、「住まいの耐震博覧会」「木と住まいの大博覧会」の開催等を通じて、耐震性をはじめ、性能の優れた住宅の普及に加え、木材の活用や、非住宅分野における木造のさまざまな構法等を積極的に提案し、木材および建材・住宅設備機器の販売拡大に努めました。また、取引先に対して「スマートウェルネス」や「脱炭素」の観点から、断熱性能が高く、経済性にも優れた住宅を提案するとともに、環境や健康に配慮した商品等の販売を強化することにより、住宅1棟当たりにおける建築資材の販売額の拡大にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は1,637億71百万円となりました。

（住宅事業）

住宅事業におきましては、長期優良住宅の認定基準を上回る一戸建住宅「パワーホーム」の販売とともに、資材調達・物流・施工の効率化等による収益の向上に努めました。また、免震構造による新築マンション「ノブレス」、中古マンションのリノベーションによる「リナイス」の販売に加え、ナイス住まいの情報館「住まいるＣａｆｅ」を通じた不動産ストック関連の営業強化にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は394億59百万円となりました。

② 設備投資の状況

当期において実施した設備投資総額は、2億42百万円であります。

(2) 財産および損益の状況

区　分	第10期 2017年3月期	第11期 2018年3月期	第12期 2019年3月期
	百万円	百万円	百万円
売　上　高	174,409	190,926	203,230
経 常 利 益	394	305	483
当 期 純 利 益	64	342	227
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	640円6銭	3,420円43銭	2,275円16銭
総　資　産	66,594	101,654	102,366
純　資　産	13,808	9,248	9,481

（注）総資産額の増加は、2017年10月1日を効力発生日とした当社、ステキホームホールディングス株式会社およびナイスホーム株式会社の吸収合併により、当社が2社の資産および負債を承継したことによります。

(3) 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、引き続き海外経済の減速の可能性に加え、国内においては本年10月の消費税率の引き上げなど、先行きに対する懸念はあるものの、「令和」への改元をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックに伴う関連消費など、公共および民間投資等にもおおむね明るさが見られる状況下にあります。一方、住宅関連業界におきましては、大都市圏を中心とした地価の高騰や建設コストの増大等を背景に、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境のなか、当社グループは事業基盤の強靭化を図るべく、組織・体制および事業戦略等の再構築を行い、収益力の向上を目指します。

建築資材事業は、「脱炭素」や「スマートウェルネス」の実現に貢献する当社グループ独自の木材関連商品や省エネ・創エネ関連商品の提案に加え、ＩＴや物流などを併せた総合的なお役立ちを推進することで取引先との良好な関係の構築を図り、安定的な収益基盤を確立してまいります。

住宅事業は、組織・体制および営業戦略等の見直しを図り、一戸建住宅の請負・分譲、マンション分譲に加え、不動産の仲介、売買、管理等のストック関連事業を含め、収益性の追求にウエートを置いたバランスのとれた事業基盤を構築いたします。

その他の事業におきましては、非住宅木造建築分野において建築資材事業、住宅事業との事業間連携を推進するとともに、通信関連やＩＴなどの関連事業を通じて着実な収益の確保に努めます。

すてきナイスグループ株式会社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社グループは同委員会による調査結果等を踏まえ、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はすてきナイスグループ株式会社で、同社は当社の株式 100 千株(出資比率 100%)を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
榮和建物㈱	100	100.0	賃貸物件および倉庫の管理
ナイスユニテック㈱	300	100.0	一戸建住宅の施工およびマンション等の設備・内装工事
ウッドファースト㈱	150	100.0	木材の製材・プレカット加工
スマートパワー㈱	100	100.0	太陽光発電システムの開発・販売
菊池建設㈱	100	100.0	木造注文建築請負

(注) 当社が直接株式を保有する子会社のうち、資本金が 100 百万円以上の子会社を記載しております。

(5)主要な事業内容(2019 年 3 月 31 日現在)

当社は、建築資材の販売、住宅の販売・仲介を主な事業としております。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション 仲介その他	マンションの販売 一戸建住宅の販売 不動産の仲介等

（6）主要な事業所（2019 年 3 月 31 日現在）

① 本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号

② 主要な事業所

建築資材事業	（北海道）札幌・苫小牧 （東　北）盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）石岡・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉北 柏・千住・東京・多摩・相模原・横浜・小田原 （中　部）新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）岡山・広島 （四　国）徳島・香川・松山 （九　州）北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
住宅事業	（東　北）仙台・郡山・いわき （関　東）宇都宮・群馬・大崎・大森・蒲田・川崎・武蔵小杉 たまプラーザ・鶴見・綱島・菊名・星川・上大岡・湘南 （中　部）新潟・浜松・豊田・名古屋東

（7） 使用人の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

使用人数	前期末比増減
936 名	105 名減

（注）1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

（注）2. 使用人数減少の主な理由は、2018 年 6 月に設立したナイス沖縄株式会社に対し、当社の沖縄事業所で営む事業を同年 10 月に吸収分割したことによります。

（8） 主要な借入先（2019 年 3 月 31 日現在）

借入先	借入額
すてきナイスグループ株式会社	百万円 48,961

2. 会社の株式に関する事項（2019 年 3 月 31 日現在）

（1） 発行可能株式総数　200,000 株

（2） 発行済株式の総数　100,000 株

（3） 株主数　1 名

（4） 大株主

株主名	持株数	持株比率
すてきナイスグループ株式会社	100,000 株	100％

（注） 当社の当該大株主への出資はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2019 年 3 月 31 日現在)

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
平田 恒一郎	代表取締役会長	すてきナイスグループ㈱代表取締役会長 兼最高経営責任者(CEO) 横浜不動産情報㈱代表取締役社長 YOUテレビ㈱代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役会長 プロパティオン㈱代表取締役社長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役会長
杉田 理之	代表取締役社長	
日暮 清	取締役	すてきナイスグループ㈱代表取締役副会長 テクノワークス㈱代表取締役社長 ウッドファイバー㈱代表取締役会長兼社長 ナイス沖縄㈱代表取締役会長
木暮 博雄	取締役	すてきナイスグループ㈱代表取締役社長 菊池建設㈱代表取締役社長
川路 泰三	取締役常務執行役員	資材事業本部長 スマートパワー㈱代表取締役社長 プロコンビニ㈱代表取締役社長
鈴木 淳	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ウッドファースト㈱代表取締役社長 ナイス日榮㈱代表取締役社長
五十君 康幸	取締役常務執行役員	住宅事業本部長 パワービルド㈱代表取締役社長
西島 徳明	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
鈴木 啓	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ㈱アルボレックス代表取締役社長 三友ビルド㈱代表取締役社長 ナイスザイコー㈱代表取締役社長
高浜 和彦	取締役常務執行役員	経営推進本部長 ナイスビジネスサポート㈱代表取締役社長 ナイス小豆島オリーブの森㈱代表取締役社長 ナイス沖縄㈱代表取締役社長
大場 浩史	取締役常務執行役員	資材事業本部副本部長 ナイスプレカット㈱代表取締役社長 中央住材㈱代表取締役社長
福山 博信	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 ナイス西日本㈱代表取締役社長
松下 勝則	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
大鋸本 賢一	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長 菊池建設㈱代表取締役副社長
柳沢 邦彦	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長
高木 靖	取締役執行役員	資材事業本部副本部長
清水 利浩	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 ㈱マルオカ代表取締役副社長
古川 康樹	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
新　井　貴　己	取締役執行役員	建設事業本部長 兼 住宅事業本部副本部長 ナイスユニテック㈱代表取締役社長 パヴァテックスジャパン㈱代表取締役社長
伊　藤　一　三	取締役執行役員	経営推進本部副本部長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役社長
原　口　洋　一	取締役執行役員	住宅事業本部副本部長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役社長
森　　隆　士	取締役執行役員	経営推進本部副本部長 ナイスホーム四国㈱代表取締役社長
津　戸　裕　徳	取締役執行役員	資材事業本部副本部長 カネハナ住材㈱代表取締役社長
西　　裕　史	監　　査　　役	すてきナイスグループ㈱常勤監査役

（注）１．取締役　原口洋一、森隆士、津戸裕徳の３氏は、2018 年 6 月 28 日開催の第 11 回定時株主総会で選任され、就任いたしました。

（2） 事業年度終了後に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
平　田　恒一郎	2019 年 5 月 20 日	辞任	代表取締役会長 すてきナイスグループ㈱代表取締役会長 兼最高経営責任者（CEO） 横浜不動産情報㈱代表取締役社長 YOUテレビ㈱代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役会長 プロパティオン㈱代表取締役社長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役会長
日　暮　　清	2019 年 5 月 20 日	辞任	取締役 すてきナイスグループ㈱代表取締役副会長 テクノワークス㈱代表取締役社長 ウッドファイバー㈱代表取締役会長兼社長 ナイス沖縄㈱代表取締役会長
鈴　木　　淳	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 ウッドファースト㈱代表取締役社長 ナイス日榮㈱代表取締役社長
五十君　康　幸	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 住宅事業本部長 パワービルド㈱代表取締役社長
鈴　木　　啓	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役常務執行役員 資材事業本部副本部長 ㈱アルボレックス代表取締役社長 三友ビルド㈱代表取締役社長 ナイスザイコー㈱代表取締役社長
福　山　博　信	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 資材事業本部副本部長 ナイス西日本㈱代表取締役社長
松　下　勝　則	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長
大鋸本　賢　一	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 菊池建設㈱代表取締役副社長
柳　沢　邦　彦	2019 年 6 月 27 日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
清　水　利　浩	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 資材事業本部副本部長 ㈱マルオカ代表取締役副社長
古　川　康　樹	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長
新　井　貴　己	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 木造ゼネコン事業本部副本部長 兼 住宅事業本部副本部長 ナイスユニテック㈱代表取締役社長 パヴァテックスジャパン㈱代表取締役社長
伊　藤　一　三	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 経営推進本部副本部長 ナイスコンピュータシステム㈱代表取締役社長
原　口　洋　一	2019年6月27日	任期満了	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 プレステージホーム沖縄㈱代表取締役社長
木　暮　博　雄	2019年8月23日	辞任	取締役常務執行役員 住宅事業本部長
西　島　徳　明	2019年8月23日	辞任	取締役執行役員 住宅事業本部副本部長 リナイス㈱代表取締役社長 ナイスエスト㈱代表取締役社長

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	23	83
監査役	1	3
合　　計	24	87

（注） 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 会計監査人の状況

(1)名称　　監査法人原会計事務所

(2)報酬等の額

	支　払　額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	5

５. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の決定案

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

１．取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

② 当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

③ 法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

④ 業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

⑤ コンプライアンス体制については、経営推進本部の統括のもとコンプライアンス推進委員会を設置し、 適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。また、同委員会に法令違反行為などについての通報、連絡ほか、業務上の疑問や相談などを受け付ける専用のホットラインを設けることで、より実効性を高める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。これらの実施は担当部署にて行い、経営推進本部において必要な統括管理を行うものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告、又は対応を決定する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速な意思決定と業務執行を可能にすべく、事業本部制と執行役員制度を採用するほか、各営業現場におけるきめ細かい指示命令の徹底を図るためのトリニティーチーム制（最小営業単位）にて運営する。また、毎月定期的に開催する取締役会において、各事業本部の担当取締役が事業の活動状況や月次実績を報告し、重要事項についての対応策を協議することにより総合調整を行う。

５．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

②子会社については、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

③当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

④親会社の代表取締役と当社取締役をメンバーとした検討会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

⑤当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、子会社に対し適宜その指導を行う。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとする。この場合、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重し、取締役会にて決定する。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の事業所往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

９．前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業として社会的責任を全うするため、反社会的勢力とは関係を遮断する。

２．反社会的勢力排除に向けた整備状況

①当社グループは、反社会的勢力や団体などに対する対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

②経営推進本部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取組み

・当社全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組み

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を９回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④ 企業集団における業務の適正性に関する取組み

・毎月１回開催される当社の取締役会において、事業の状況や決算の報告を行ったほか、親会社の代表取締役と当社取締役をメンバーとしたグループ連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、すてきナイスグループ株式会社グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

当社は 2019 年 5 月 16 日、金融商品取引法違反（2015 年 3 月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けたことにより、同年 5 月 30 日に第三者委員会を設置し、同年 7 月 24 日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果を踏まえ、コーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

別紙 4

ナイス株式会社を吸収合併存続会社とする 2020 年 3 月 30 日付の吸収合併における吸収合併消滅会社は下記のとおりです。

記

1．商　　号　ナイス経済研究センター株式会社
　住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
2．商　　号　木と住まい総合研究所株式会社
　住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
3．商　　号　榮和建物株式会社
　住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
4．商　　号　ナイスホーム四国株式会社
　住　　所　愛媛県松山市枝松一丁目 9 番 34 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
5．商　　号　パワーホーム香川株式会社
　住　　所　香川県高松市多肥上町 1292 番地 1
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
6．商　　号　パワーホーム姫路株式会社
　住　　所　兵庫県姫路市網干区興浜 2111 番地
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
7．商　　号　パワーホーム武蔵野株式会社
　住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
8．商　　号　パワーホーム南大阪株式会社
　住　　所　大阪府堺市北区長曽根町 29－702
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
9．商　　号　ナイス西日本株式会社
　住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 1 号
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日
10．商　　号　ナイスザイコー株式会社
　住　　所　京都市南区上鳥羽大柳町 41 番地
　合併契約締結日　2020 年 2 月 7 日

以　上

別紙5

連結貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	108,229	流動負債	88,343
現金及び預金	16,439	支払手形及び買掛金	36,682
受取手形及び売掛金	31,205	短期借入金	39,825
商品	9,070	一年内償還予定の社債	40
販売用不動産	47,193	未払法人税等	939
未成工事支出金	837	賞与引当金	1,305
その他	3,540	その他	9,550
貸倒引当金	△ 57		
		固定負債	47,197
		社債	160
固定資産	70,939	長期借入金	33,890
有形固定資産	48,543	繰延税金負債	1,052
建物及び構築物	13,881	再評価に係る繰延税金負債	3,171
土地	30,402	退職給付に係る負債	1,264
その他	4,259	資産除去債務	41
無形固定資産	1,347	その他	7,616
投資その他の資産	21,049	負債合計	135,541
投資有価証券	12,860	（純資産の部）	
長期貸付金	2,046	株主資本	38,112
退職給付に係る資産	2,423	資本金	22,069
繰延税金資産	499	資本剰余金	15,701
その他	3,428	利益剰余金	1,020
貸倒引当金	△ 209	自己株式	△ 678
		その他の包括利益累計額	2,127
		その他有価証券評価差額金	2,330
		繰延ヘッジ損益	△ 27
		土地再評価差額金	68
		為替換算調整勘定	△ 720
		退職給付に係る調整累計額	476
		新株予約権	1
		非支配株主持分	3,387
		純資産合計	43,627
資産合計	179,168	負債純資産合計	179,168

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		244,183
売上原価		210,168
売上総利益		34,014
販売費及び一般管理費		32,558
営業利益		1,456
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	295	
持分法による投資利益	59	
その他	353	713
営業外費用		
支払利息	1,109	
その他	276	1,386
経常利益		784
特別利益		
固定資産売却益	385	
投資有価証券売却益	85	
負ののれん発生益	21	491
特別損失		
固定資産除売却損	20	
投資有価証券評価損	26	
その他	11	57
税金等調整前当期純利益		1,217
法人税、住民税及び事業税	1,072	
法人税等調整額	△ 432	639
当期純利益		578
非支配株主に帰属する当期純利益		209
親会社株主に帰属する当期純利益		368

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	22,069	15,677	3,421	△ 677	40,491
誤謬の訂正による累積的影響額			△ 2,726		△ 2,726
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,069	15,677	695	△ 677	37,765
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 281		△ 281
親会社株主に帰属する当期純利益			368		368
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			236		236
連結子会社の増資による持分の増減		18			18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	23	324	△ 1	346
2019年3月31日残高	22,069	15,701	1,020	△ 678	38,112

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年4月1日残高	2,788	△ 44	305	△ 681	1,099	3,466	1	2,320	46,279
誤謬の訂正による累積的影響額	381			△ 69		311		509	△ 1,905
誤謬の訂正を反映した当期首残高	3,169	△ 44	305	△ 751	1,099	3,777	1	2,829	44,374
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△ 281
親会社株主に帰属する当期純利益									368
自己株式の取得									△ 1
自己株式の消却									0
土地再評価差額金の取崩									236
連結子会社の増資による持分の増減									18
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 839	17	△ 236	30	△ 622	△ 1,650	－	557	△ 1,093
連結会計年度中の変動額合計	△ 839	17	△ 236	30	△ 622	△ 1,650	－	557	△ 746
2019年3月31日残高	2,330	△ 27	68	△ 720	476	2,127	1	3,387	43,627

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	85社
主要な連結子会社の名称	ナイス㈱ ナイスコミュニティー㈱ 横浜不動産情報㈱ ＹＯＵテレビ㈱

なお、伊予木材㈱、㈱大洲製材所は株式の新規取得のため、ナイス沖縄㈱を新規設立したため、当連結会計年度からそれぞれ連結の範囲に含めております。また、ナイス㈱と合併したフェニーチェホームいわき㈱、ラ・カーサYOKOHAMA㈱、The Nice Korea Corp.と合併したSuteki Korea Corp.、フェニーチェ東北ホーム㈱と合併したナイス福島ホーム㈱、ナイス岩手ホーム㈱、スマートパワー㈱と合併したエコリューション㈱、ナイスプレカット㈱と合併した木構造建築センター㈱、清算結了したフェニーチェふくしま㈱、フェニーチェホームヤマムラ㈱を連結の範囲から除外しております。なお、合併日または清算結了日までのフェニーチェホームいわき㈱、 ラ・カーサYOKOHAMA㈱、Suteki Korea Corp.、ナイス福島ホーム㈱、木構造建築センター㈱、フェニーチェふくしま㈱、フェニーチェホームヤマムラ㈱の損益を連結しております。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	㈱菱元屋
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	3社
主要な関連会社の名称	㈱クロダハウジングパートナーズ

なお、㈱ソーラーサーキットの家は清算が結了したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な非連結子会社の名称	㈱菱元屋
主要な関連会社の名称	ナイス小豆島オリーブの森㈱
持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、プロパティオン㈱他8社の決算日は12月31日、不動産経済ビジネスセンター㈱の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。また、当連結会計年度より連結子会社となった伊予木材㈱、㈱大洲製材所の決算日は9月30日のため12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、ナイスホーム四国㈱、ナイス日榮㈱、ナイス西日本㈱、日榮㈱は当連結会計年度より決算日を従来の12月31日から3月31日に変更いたしましたので、2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間の計算書類を使用して連結計算書類を作成しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び販売用不動産……国内連結会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
在外連結子会社は個別法による低価法

未成工事支出金……個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……国内連結会社は主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準
在外連結子会社は見積耐用年数に基づく定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に基づく定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

５．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号2018年３月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

６．誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、当社及び連結子会社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が2,726百万円、為替換算調整勘定が69百万円減少し、その他有価証券評価差額金が381百万円、非支配株主持分が509百万円増加しております。

７．追加情報

(1) 有形固定資産の保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地2,608百万円、建物62百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

(2) 証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の強制調査について

当社は、2019年５月16日、金融商品取引法違反（2015年３月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（2015年３月期の不動産物件の取引に係る架空売り上げ計上の疑い）で、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けております。

今回強制調査が行われたことにより、当社としては、最大限に当局の調査に協力してまいります。今後の証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の調査の結果次第では、当社グループの業績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、この調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

１．担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

販売用不動産	5,515百万円
建物及び構築物	4,123百万円
土地	18,512百万円
その他	174百万円
投資有価証券	3,676百万円
計	32,003百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	19,125百万円
長期借入金	21,374百万円
計	40,500百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　32,638百万円

３．偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務　5,149百万円

４．当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　6,989百万円

５．当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高8,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

６．連結会計年度末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は金融機関の休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	1,193百万円
支払手形	3,820百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式普通株式	9,656,119	－	－	9,656,119
自己株式普通株式（注１，２）	277,493	892	3	278,382

（注）１．普通株式の増加892株は、単元未満株式の買取りであります。
２．普通株式の減少3株は、単元未満株式の買増しであります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
２０１８年６月２８日定時株主総会	普通株式	281百万円	30円	2018年３月31日	2018年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

３．新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

（単位：株）

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
２００８年６月２７日取締役会	普通株式	600

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理等を定めた社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して将来の金利上昇リスクをヘッジしております。なお、デリバティブは社内取扱規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
（1）現金及び預金	16,439	16,439	－
（2）受取手形及び売掛金	31,205	31,205	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	11,187	11,187	－
（4）長期貸付金	2,046	2,050	3
（5）支払手形及び買掛金	(36,682)	(36,682)	－
（6）短期借入金	(39,825)	(39,825)	－
（7）一年内償還予定の社債	(40)	(40)	－
（8）未払法人税等	(939)	(939)	－
（9）社債	(160)	(159)	△0
(10) 長期借入金	(33,890)	(33,933)	42
(11) デリバティブ取引（※２）	(27)	(27)	－

※１　負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※２　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金、並びに（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（４）長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

（５）支払手形及び買掛金、（６）短期借入金、（７）一年内償還予定の社債、並びに（８）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（９）社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表価額1,672百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　4,290円97銭

２．１株当たり当期純利益　39円34銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,475	流動負債	40,582
現金及び預金	768	短期借入金	34,842
販売用不動産	2,671	一年内償還予定の社債	40
前払費用	81	未払金	1,772
関係会社短期貸付金	32,811	未払法人税等	411
その他	141	未払費用	61
		前受金	26
		預り金	3,406
		前受収益	15
		賞与引当金	7
固定資産	92,831	固定負債	36,930
有形固定資産	36,456	社債	160
建物	7,193	長期借入金	33,178
構築物	524	繰延税金負債	252
機械及び装置	1,169	再評価に係る繰延税金負債	3,171
車両運搬具	0	資産除去債務	6
什器備品	26	その他	161
立木造林	310		
土地	27,192		
建設仮勘定	39		
無形固定資産	88	負債合計	77,512
ソフトウェア	88	産の部)	
		株主資本	50,038
		資本金	22,069
		資本剰余金	15,650
投資その他の資産	56,286	資本準備金	10,596
投資有価証券	10,784	その他資本剰余金	5,054
関係会社株式	28,948		
関係会社長期貸付金	16,284	利益剰余金	12,995
長期前払費用	133	その他利益剰余金	12,995
その他	149	特別償却準備金	194
貸倒引当金	△ 13	土地圧縮積立金	197
		償却資産圧縮積立金	224
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	7,380
		自己株式	△ 678
		評価・換算差額等	1,755
		その他有価証券評価差額金	1,735
		土地再評価差額金	19
		新株予約権	1
		純資産合計	51,794
資産合計	129,306	負債純資産合計	129,306

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		2,787
営業費用		2,286
営業利益		501
営業外収益		
受取利息	685	
受取配当金	245	
その他	11	943
営業外費用		
支払利息	758	
社債利息	3	
その他	7	769
経常利益		675
特別利益		
投資有価証券売却益	83	
固定資産売却益	377	461
特別損失		
固定資産除売却損	4	
関係会社株式評価損	91	
投資有価証券評価損	26	122
税引前当期純利益		1,014
法人税、住民税及び事業税	368	
法人税等調整額	△ 157	210
当期純利益		803

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					特別償却準備金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	291	197	298	5,000	7,000	12,787	△ 677	49,830
誤謬の訂正による累積的影響額									△ 550	△ 550		△ 550
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,069	10,596	5,054	15,650	291	197	298	5,000	6,449	12,236	△ 677	49,279
当期変動額												
剰余金の配当									△ 281	△ 281		△ 281
当期純利益									803	803		803
特別償却準備金の取崩					△ 97				97	－		－
償却資産圧縮積立金の取崩							△ 74		74	－		－
土地再評価差額金の取崩									236	236		236
自己株式の取得											△ 1	△ 1
自己株式の処分			△0	△0							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	△0	△0	△ 97	－	△ 74	－	930	759	△ 1	758
2019年3月31日残高	22,069	10,596	5,054	15,650	194	197	224	5,000	7,380	12,995	△ 678	50,038

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日残高	2,787	256	3,044	1	52,875
誤謬の訂正による累積的影響額	381		381		△ 168
誤謬の訂正を反映した当期首残高	3,169	256	3,425	1	52,706
当期変動額					
剰余金の配当					△ 281
当期純利益					803
特別償却準備金の取崩					－
償却資産圧縮積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩		△ 236	△ 236		－
自己株式の取得					△ 1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,433	－	△ 1,433	－	△ 1,433
当期変動額合計	△ 1,433	△ 236	△ 1,670	－	△ 912
2019年3月31日残高	1,735	19	1,755	1	51,794

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産……定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

（2）無形固定資産（自社利用ソフトウェア）……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）長期前払費用……定額法

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、期間費用として処理しております。

６．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号2018年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

７．誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が550百万円減少し、その他有価証券評価差額金が381百万円増加しております。

８．追加情報

（1）有形固定資産の保有目的の変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地2,608百万円、建物62百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

貸借対照表に関する注記

１．担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

販売用不動産	1,116百万円
建物	4,000百万円
機械及び装置	174百万円
土地	17,709百万円
投資有価証券	3,656百万円
計	26,657百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	18,778百万円
長期借入金	20,710百万円
計	39,489百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　17,166百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	33,385百万円
長期金銭債権	15,785百万円
短期金銭債務	3,405百万円
長期金銭債務	4百万円

４．取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	13百万円

５．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　6,989百万円

６．運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行３行と総額10,000百万円（借入未実行残高8,000百万円）の貸出コミットメント契約を締結しております。

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業収益	2,179百万円
営業費用	300百万円
営業取引以外の取引高	904百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．自己株式に関する事項

（単位：株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	277,493	892	3	278,382

（注）１．普通株式の増加892株は、単元未満株式の買取りであります。
２．普通株式の減少3株は、単元未満株式の買増しであります。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有形固定資産	158百万円
組織再編に伴う関係会社株式	660百万円
その他	238百万円
繰延税金資産小計	1,057百万円
評価性引当額	△303百万円
繰延税金資産合計	754百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△86百万円
土地圧縮積立金	△87百万円
償却資産圧縮積立金	△99百万円
その他有価証券評価差額金	△734百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	△1,007百万円
繰延税金資産の純額	△252百万円

関連当事者との取引に関する注記

１．子会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ナイス㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 不動産の賃貸 経営の管理等 資金の貸付	不動産賃貸料の受取（注２）	732	—	—
				経営管理料の受取（注３）	617	—	—
				資金の貸付（注４）	275,332	関係会社短期貸付金	33,176
						関係会社長期貸付金	15,784
				利息の受取（注４）	681	前受収益	15
				債務の被保証（注５）	47,845	—	—
				担保の受入（注６）	1,821	—	—
				投資有価証券の購入（注７）	1,354	未払金	1,354
	ナイスコミュニティー㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の預り	資金の預り（注４）	1,100	預り金	1,800

（注）１．取引金額等には、消費税等は含まれておりません。
２．不動産賃貸料は各不動産毎の実費相当額を基に算出した金額としております。
３．経営管理料は「グループ経営分担金契約書」及び「通常使用権許諾契約書」に基づいて受け入れております。
４．ナイス㈱に対する資金の貸付及びナイスコミュニティー㈱からの預り金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
５．金融機関からの借入の一部に対しナイス㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
６．金融機関からの借入の一部に対しナイス㈱が所有する販売用不動産の担保提供を受けております。
７．投資有価証券の購入については、東京証券取引所の立会外取引（ToSTNeT）による取得であり、取得価格は取引実行日の前日終値により決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　5,523円00銭
２．１株当たり当期純利益　85円70銭

（添付書類）

事　業　報　告

（2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

事業のご報告に先立ちまして、株主の皆様におかれましては、当社における不適切な会計処理により、多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、2019年5月16日に金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（2015年3月期に係る不動産物件の取引に関する架空売上計上の疑い。以下「本件嫌疑」といいます。）で、証券取引等監視委員会及び横浜地方検察庁による調査等を受けた事実を真摯に受け止め、本件嫌疑について事実関係の調査、会計処理の適切性の検証、並びに、問題が認められた場合には発生原因の分析及び再発防止策の提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を進め、同年7月24日付で同委員会による調査報告書を受領いたしました。そして、当該調査結果を踏まえ、2015年3月期に係る売上高の一部（ナイス及びナイスエスト株式会社とザナック設計コンサルタント株式会社（以下「ザナック」といいます。）との間の不動産の売買取引並びにナイスコミュニティー株式会社とザナックとの間の不動産の売買取引に係る不動産及び仲介手数料の売上）の取消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直したことにより、過年度の決算短信等を訂正し、2019年8月１日に過年度の有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。また、2019年9月11日付「『2020年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部再訂正について」で開示いたしましたとおり、数値データ等の一部につき再訂正を行うとともに、第70期有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。その後、2019年9月19日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について不備があり、改善の必要性が高いと認められたことにより、2019年9月20日付で「特設注意市場銘柄」の指定を受けました。

当社といたしましてはこの事態を深く反省し、2019年8月1日付で過年度の訂正を行った理由等にとどまることなく、連結の範囲について、資本関係がない

実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家とともにより幅広に再点検等を行った結果、2019年11月14日付で「過年度の決算短信等および有価証券報告書等の訂正に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正（以下「本訂正」といいます。）を行うことといたしました。本訂正の内容は、①連結の範囲の見直し、②2015年3月期に係る不動産の販売代理手数料の一部取消し、③2015年3月期に係る投資有価証券の売却に関する計上等の一部取消し、④2017年3月期から2018年3月期に係る訴訟引当金の計上時期の見直し、⑤2018年3月期に係る販売用不動産の売上高の一部取消し、⑥2020年3月期第1四半期に係る投資有価証券の売却の一部実現の訂正等となります。

本事業報告における以下の記載にあたりましては、本訂正を反映した内容となっておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

当期におけるわが国経済は、中国をはじめ、海外の景気減速等により企業収益や景況感に対する先行き不透明感が広がったものの、雇用・所得環境の改善とともに個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も増加基調が続くなど、総じて安定的に推移しました。

住宅関連業界におきましては、地震や台風・豪雨などによる自然災害の影響等もあり、昨年9月までは需要の停滞が続いたものの、10月以降はとくに持家の着工が徐々に回復し、新設住宅着工戸数は95万2千戸と前年度の戸数をわずかに上回りました。

このような状況のなか、当社グループは「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援する企業を目指します」という経営理念のもと、地震に強く、安全・安心で、人にも環境にも優しい住まいの普及に取り組むとともに、エコロジーかつサステナブルな素材である木材の利用促進ならびに中・大規模木造建築物の需要拡大を推進いたしました。

この結果、当期の売上高は2,441億83百万円（前期比1.0％増）となりました。経常利益は７億84百万円（前期は経常損失１億67百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は３億68百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失１億52百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（建築資材事業）

建築資材事業におきましては、「耐震」「健康」「環境貢献」をテーマに掲げ、「住まいの耐震博覧会」「木と住まいの大博覧会」の開催等を通じて、耐震性をはじめ、性能の優れた住宅の普及に加え、木材の活用や、非住宅分野における木造のさまざまな構法等を積極的に提案し、木材および建材・住宅設備機器の販売拡大に努めました。また、取引先に対して「スマートウェルネス」や「脱炭素」の観点から、断熱性能が高く、経済性にも優れた住宅を提案するとともに、環境や健康に配慮した商品等の販売を強化することにより、住宅1棟当たりにおける建築資材の販売額の拡大にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は1,715億22百万円（前期比2.6%増）となりました。

（住宅事業）

住宅事業におきましては、長期優良住宅の認定基準を上回る一戸建住宅「パワーホーム」の販売とともに、資材調達・物流・施工の効率化等による収益の向上に努めました。また、免震構造による新築マンション「ノブレス」、中古マンションのリノベーションによる「リナイス」の販売に加え、ナイス住まいの情報館「住まいるＣａｆｅ」やグループ会社などを通じた不動産仲介・売買、管理、賃貸、リフォーム等、不動産ストック関連の営業強化にも注力いたしました。

これらの結果、本事業の売上高は637億32百万円（前期比3.5%減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業には、建築工事事業、一般放送事業（有線テレビ放送事業）等の生活関連サービス事業等が含まれており、売上高は89億28百万円（前期比5.7%増）となりました。

事業別売上高

事業別		第69期 2018年３月期	第70期（当期） 2019年３月期	増減率 （△は減）
事業	部門	金額	金額	
		百万円	百万円	%
建築資材事業	建築資材	167,169	171,522	2.6
住宅事業	一戸建住宅	34,115	29,745	△12.8
	マンション	15,687	9,246	△41.1
	管理その他	16,269	24,740	52.1
	小計	66,071	63,732	△3.5
その他の事業	その他	8,448	8,928	5.7
合計		241,688	244,183	1.0

（注）第69期の数値は、本訂正を反映した数値であります。

② 設備投資の状況

建築資材事業にかかる土地および施設の取得ならびに一般放送事業にかかる設備の改修工事など、総額25億48百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

財務運営の一層の強化を図るとともに、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、主要取引金融機関との間でコミットメントライン契約（総額100億円）を締結いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年2月19日付で、建築資材の販売事業を営む伊予木材株式会社（本社：愛媛県）の株式を441,220株（出資比率73.54%）取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

(本訂正後)

区　　分	第67期 2016年３月期	第68期 2017年３月期	第69期 2018年３月期	第70期（当期） 2019年３月期
売　　上　　高（百万円）	242,833	250,179	241,688	244,183
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	927	795	△167	784
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	291	△63	△152	368
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	31.06	△6.77	△16.23	39.34
総　　資　　産（百万円）	175,111	180,817	178,965	179,168
純　　資　　産（百万円）	43,258	44,470	44,374	43,627

（注）１．当期の状況につきましては、前記（1）「①　事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
２．2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
４．第67期から第69期までの数値は、本訂正を反映した数値であります。
なお、本訂正前の数値は以下のとおりであります。

(本訂正前)

区　　分	第67期 2016年３月期	第68期 2017年３月期	第69期 2018年３月期
売　　上　　高（百万円）	241,574	248,934	241,080
経　常　利　益（百万円）	924	774	△30
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	322	99	△93
１株当たり当期純利益（円）	34.39	10.63	△9.94
総　　資　　産（百万円）	174,354	179,992	177,734
純　　資　　産（百万円）	42,979	44,238	44,235

(3) 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、引き続き海外経済の減速の可能性に加え、国内においては本年10月の消費税率の引き上げなど、先行きに対する懸念はあるものの、「令和」への改元をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックに伴う関連消費など、公共および民間投資等にもおおむね明るさが見られる状況下にあります。一方、住宅関連業界におきましては、大都市圏を中心とした地価の高騰や建設コストの増大等を背景に、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境のなか、当社グループは事業基盤の強靭化を図るべく、組織・体制および事業戦略等の再構築を行い、収益力の向上を目指します。

建築資材事業は、「脱炭素」や「スマートウェルネス」の実現に貢献する当社グループ独自の木材関連商品や省エネ・創エネ関連商品の提案に加え、ＩＴや物流などを併せた総合的なお役立ちを推進することで取引先との良好な関係の構築を図り、安定的な収益基盤を確立してまいります。

住宅事業は、組織・体制および営業戦略等の見直しを図り、一戸建住宅の請負・分譲、マンション分譲に加え、不動産の仲介、売買、管理等のストック関連事業を含め、収益性の追求にウエートを置いたバランスのとれた事業基盤を構築いたします。

その他の事業におきましては、非住宅木造建築分野において建築資材事業、住宅事業との事業間連携を推進するとともに、通信関連やＩＴなどの関連事業を通じて着実な収益の確保に努めます。

当社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、株主、投資家、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ナイス株式会社	百万円 9,000	% 100.0	建築資材の販売 住宅の販売・仲介
ナイスコミュニティー株式会社	180	100.0	マンション等の総合管理
横浜不動産情報株式会社	100	70.0	不動産の仲介
ＹＯＵテレビ株式会社	2,726	63.1	一般放送等

(注) 当社連結子会社は上記の重要な子会社４社を含む85社、持分法適用関連会社は3社であります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、一戸建住宅・マンションの販売、マンション等の総合管理、不動産の仲介・賃貸、建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材	木材製品・建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営
住宅事業	一戸建住宅 マンション 管理その他	一戸建住宅・マンションの販売 マンション等の総合管理・内装工事、不動産の仲介・賃貸等
その他の事業	その他	建築工事、ソフトウェアの開発・販売、一般放送等

(6) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

① 当社の本社

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号

② 主要な子会社の事業所

会　社　名	事　業	事　業　所
ナイス株式会社 本社（横浜市鶴見区）	建築資材事業	（北海道）　札幌・苫小牧 （東　北）　盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 （関　東）　石岡・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉北 柏・千住・東京・多摩・相模原・横浜・小田原 （中　部）　新潟・北陸・甲府・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 （近　畿）　三重・滋賀・京都・大阪・加西 （中　国）　岡山・広島 （四　国）　徳島・香川・松山 （九　州）　北九州・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
	住宅事業	（東　北）　仙台・郡山・いわき （関　東）　宇都宮・群馬・大崎・大森・蒲田・川崎 武蔵小杉・たまプラーザ・鶴見・綱島・菊名 星川・上大岡・湘南 （中　部）　新潟・浜松・豊田・名古屋東
ナイスコミュニティー株式会社	住宅事業	本社（横浜市鶴見区）・東北・北関東・首都圏第一 首都圏第二・東京東・東京西・東京南・横浜北・横浜中央 横浜南・神奈川県央・浜松
横浜不動産情報株式会社	住宅事業	本社（横浜市西区）
ＹＯＵテレビ株式会社	その他の事業	本社（横浜市鶴見区）

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,035名	27名減
住宅事業	1,162名	91名増
その他の事業	396名	109名増
全社（共通）	72名	1名減
合計	2,665名	172名増

（注）１．使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．全社（共通）は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。
３．その他の事業における使用人数増加の主な理由は、組織再編に伴う所属部門の変更によるものであります。
４．前期末比増減は、前期について連結範囲の見直しを反映した後の人数との比較を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社横浜銀行	18,185
株式会社みずほ銀行	17,175
株式会社りそな銀行	7,185
農林中央金庫	6,510

２．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　29,069,600株

(2) 発行済株式の総数　9,377,737株（自己株式278,382株を除く。）

(3) 株主数　5,303名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社横浜銀行	464	4.95
株式会社みずほ銀行	463	4.94
株式会社りそな銀行	333	3.56
明治安田生命保険相互会社	321	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	303	3.23
ナイス従業員持株会	261	2.78
平田恒一郎	234	2.49
パナソニック株式会社	210	2.24
吉野石膏株式会社	210	2.23
西村滋美	202	2.15

（注）持株比率は、自己株式278,382株を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の行使期間	区分	保有者数	保有数	目的である株式の数	発行価額	行使価額	行使条件
第１回新株予約権（2008年７月23日）	2008年７月24日～2038年７月23日	取締役	１名	４個	400株	無償	１株当たり１円	（注）１
		監査役	２名	２個	200株			

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使期間内において、当社取締役については当社取締役、当社監査役については当社監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、一旦当社の取締役または監査役の地位を喪失して10日を経過した以上、その後再度就任して取締役または監査役の地位を喪失しても新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、本件新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人は、一定の条件に従い、新株予約権を行使できる。

２．社外取締役の保有状況

発行日において、社外取締役を選任しておりませんので該当はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
平　田　恒一郎	代表取締役会長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ）	ナイス株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社代表取締役社長 ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社代表取締役会長
日　暮　　清	代表取締役副会長	テクノワークス株式会社代表取締役社長
木　暮　博　雄	代表取締役社長	菊池建設株式会社代表取締役社長
杉　田　理　之	取　締　役	ナイス株式会社代表取締役社長
倉　迫　益　造	取　締　役	ナイスコミュニティー株式会社取締役会長
大　野　　弘	取　締　役	ＹＯＵテレビ株式会社代表取締役社長
五十君　康　幸	取　締　役	
川　路　泰　三	取　締　役	
高　浜　和　彦	取　締　役	
大　平　浩　二	取　締　役	明治学院大学経済学部教授
横　田　純　典	取　締　役	
鈴　木　信　哉	取　締　役	ノースジャパン素材流通協同組合理事長
高　島　章　生	常勤監査役	
西　　裕　史	常勤監査役	
髙　田　　恒	監　査　役	特定非営利活動法人日本防災士機構理事長
渡　部　直　樹	監　査　役	慶應義塾常任理事
小　林　　一	監　査　役	一般財団法人地域開発研究所理事

（注）１．取締役川路泰三、高浜和彦の各氏は、2018年６月28日開催の第69回定時株主総会で選任され、就任いたしました。
２．取締役大平浩二、横田純典、鈴木信哉の各氏は社外取締役であり、監査役髙田恒、渡部直樹、小林一の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．常勤監査役高島章生氏は、当社および当社子会社の財務経理部門を長年にわたり統括した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．常勤監査役西裕史氏は、当社および当社子会社の財務経理部門に在籍した経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2019年６月27日開催の第70回定時株主総会において、取締役に大場浩史、小久保崇、濱田清仁の各氏が新たに選任され、監査役に中川秀宣、野間幹晴の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、取締役小久保崇、濱田清仁の各氏は社外取締役であり、監査役中川秀宣、野間幹晴の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度終了後に地位の異動があった取締役

氏　　名	異動年月日	異　動　前	異　動　後
木暮博雄	2019年5月20日	代表取締役社長	取締役
杉田理之	2019年5月20日	取締役	代表取締役社長

(3) 当事業年度終了後に退任した取締役および監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位および担当ならびに重要な兼職の状況
平田恒一郎	2019年5月20日	辞任	代表取締役会長 兼最高経営責任者（ＣＥＯ） ナイス株式会社代表取締役会長 横浜不動産情報株式会社 代表取締役社長 YOUテレビ株式会社 代表取締役会長 ナイスコンピュータシステム株式会社 代表取締役会長
日暮清	2019年5月20日	辞任	代表取締役副会長 テクノワークス株式会社 代表取締役社長
大野弘	2019年5月30日	辞任	取締役 YOUテレビ株式会社 代表取締役社長
倉迫益造	2019年6月27日	任期満了	取締役 ナイスコミュニティー株式会社 取締役会長
五十君康幸	2019年6月27日	任期満了	取締役
高浜和彦	2019年6月27日	任期満了	取締役
大平浩二	2019年6月27日	任期満了	取締役 明治学院大学経済学部教授
横田純典	2019年6月27日	任期満了	取締役
高島章生	2019年6月27日	任期満了	常勤監査役
髙田恒	2019年6月27日	任期満了	監査役 特定非営利活動法人日本防災士機構 理事長
渡部直樹	2019年6月27日	任期満了	監査役 慶應義塾常任理事

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
	名	百万円
取締役	13	155
（うち社外取締役）	(3)	(22)
監査役	5	36
（うち社外監査役）	(3)	(22)
合計	18	192
（うち社外役員）	(6)	(44)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大平浩二	明治学院大学	教授
取締役	鈴木信哉	ノースジャパン素材流通協同組合	理事長
監査役	髙田　恒	特定非営利活動法人日本防災士機構	理事長
監査役	渡部直樹	慶應義塾	常任理事
監査役	小林　一	一般財団法人地域開発研究所	理事

(注) 上記各氏の兼職する法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	大平浩二	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、民間企業における社外取締役の経験と長年の経営学の研究を通じた見識を活かした発言を行っております。
取締役	横田純典	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、金融機関等における職務を通じて培われた経済および経営全般に関する見識を活かした発言を行っております。
取締役	鈴木信哉	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を活かした発言を行っております。
監査役	髙田恒	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、行政に携わった経験を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	渡部直樹	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、長年の経営組織論の研究と慶應義塾常任理事としての職務を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回のうち４回に出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。
監査役	小林一	当事業年度において定期的に開催された取締役会13回全てに出席し、事前に配付される資料を検討のうえ、全国の都市整備事業に関わった経験と知識を活かした発言を行っております。また、監査役会には５回全てに出席し、意見交換や監査事項の協議等適宜行っております。

当社は、2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該容疑に係る事実関係を認識しておりませんでしたが、日頃より取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っておりました。当該事実関係の判明後は、法令遵守の徹底や内部統制の強化などの提言を行ってまいりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第１項の責任については、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人　原会計事務所

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 38
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	54

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、適当な監査を期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告することとします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、グループ企業理念に基づいて企業運営を行い、誠実に遂行するために当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、これを携帯用カードとして全役職員に配布し、常時携帯させ、周知徹底に努める。

ロ．法令の知識及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、必要に応じ研修を実施する。

ハ．業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、計画的に内部監査を実施する。

ニ．コンプライアンス体制については、内部統制室において、適法かつ適正な経営に向けての検討並びに指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程や諸規則を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めるものとする。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を定め、法令、定款並びに社内規程の遵守を徹底する。

ロ．主要なグループ企業に関しては、毎月開催される当社の取締役会において、事業活動や月次実績等を報告するほか、その他のグループ企業についても、定期的に当社の取締役会において事業や決算の報告等を行う。

ハ．当社の取締役又は重要な使用人を、取締役若しくは監査役としてグループ企業に派遣する。

ニ．主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ連絡会を随時開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図る。

ホ．主要なグループ企業で定期的に開催されるコンプライアンス推進委員会において、当社のグループ総合企画部は内部統制に関わる事案を集約するとともに、具体的な課題や問題に対し、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、当社において監査役の職務を補助すべき専属の使用人は設置していないが、今後、監査役から設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、必要な業務量に応じて監査役の業務を補助する使用人を設置することとし、人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するものとする。また、補助する使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ．当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

⑩　前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

①　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

②　反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ．グループ総合企画部を対応窓口として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取組み

・当社グループ全役職員に配布し、常時携帯させることとしている「ナイスグループ行動基準」につき、新たに入社した職員に対しても研修を通じて、その周知徹底を図りました。

・業務遂行における法令の遵守状況を把握するため、内部統制室において、子会社を含め監査を実施し、その結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

②　損失の危険の管理に対する取組み

・当事業年度において、リスク管理委員会を４回開催し、社内規程や諸規則に基づく業務遂行の徹底と、リスクの把握及びその顕現化の予防に努めました。

・情報管理においては、情報セキュリティー方針に則り、定例会を12回開催し、情報資産の安全な管理、運用の徹底を図るとともに社員教育も実施しました。

・グループ各社横断的なメンバーで構成された中央安全衛生委員会を４回開催し、施工現場や工場等における安全衛生管理の向上を図りました。

・リスクマネジメント体制及び新たに発生したリスクは、事案と状況に応じて取締役会に報告しました。

③　取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

・取締役会規則に従い、取締役会を毎月１回開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の審議、決定と主要な部門、グループ企業を担当する取締役からの職務執行状況等の報告を行いました。

・法令及び社内規程に従い、取締役会議事録、担当取締役等の決裁書類等を作成、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧、点検しました。

④　企業集団における業務の適正性に関する取組み

・毎月１回開催される当社の取締役会において、グループ企業の事業の状況や決算の報告を行ったほか、主要なグループ企業の取締役と当社代表取締役をメンバーとしたグループ情報連絡会を原則として毎週開催し、重要事項に関する検討や報告、意見交換を行い、情報の共有化を図りました。

・当事業年度において主要なグループ企業が出席するコンプライアンス推進委員会を４回開催し、グループ総合企画部が、内部統制に関わる事案を集約のうえ、具体的な課題や問題に対して、その対策や予防措置を指導するなど、業務の適正な運営を図りました。

⑤　監査役監査の実効性の確保

・監査役は、監査役会のほか、取締役会、グループ連絡会など重要な会議に出席し、各種報告を受けるとともに、適宜情報収集に努めました。

・当事業年度において監査役会は、代表取締役及び会計監査人との意見交換会を開催するなど、監査の実効性の向上を図りました。

・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で負担しました。

当社は2019年5月16日、金融商品取引法違反（2015年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会による調査および横浜地方検察庁による捜査を受けたことにより、同年5月30日に第三者委員会を設置し、同年7月24日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は同委員会による調査結果等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等に真摯に取り組むとともに、再発防止策を徹底し、株主、投資家、お客様、取引先、その他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に努めてまいります。

1．会社の支配に関する基本方針

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ　具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、以下のグループ中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

本計画は、令和２年３月以降の国内外の住宅市場の変化に対応すべく、現在の事業基盤の強化・再構築および収益力の向上を図るもので、事業ドメインを「木」と「住まい」とし、コア事業である建築資材事業と住宅事業においてはこれらの領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の確立と商品開発等を推進するほか、建設事業、ストック型事業、海外事業等の各分野においても優位性を発揮しつつ、収益に貢献できる事業を確立してまいります。また、目標達成のための主要課題として、①「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生

かした事業基盤の構築、②建築資材事業の重点戦略、③住宅事業の重点戦略、④建設事業、ストック型事業、海外事業の展開及び⑤持続可能な企業グループ体制の確立に努めてまいります。

また、当社は、持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役４名のうち３名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を１年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、社外取締役を３名選任するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取組んでおります。加えて、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、平成29年３月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員の適切な関与・助言を得ています。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年５月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第68回定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載し

た書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、１円（又は当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大２分の１まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、令和２年３月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、（i）当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、（ii）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

Ⅲ　上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ（A）に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記Ⅱ（B）に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が３年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。